

大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものとする。
- (3) 浄化槽放流水地下浸透処理装置 導水管、排水槽、トレンチ、ブロワ、散水管及び土壌層等からなり、合併処理浄化槽の放流水を地下浸透するための装置であって、山形県環境エネルギー部水大気環境課が定める「浄化槽市町村事務処理マニュアル」に沿ったものとする。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた大江町の公共下水道認可区域の一部及び農業集落排水事業整備計画区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅（併用住宅を含む。）及び集会施設に、污水处理未普及解消につながる合併処理浄化槽を設置する者とする。ただし、別表3に定める地域については、付近に適当な放流先がなく、やむを得ず浄化槽放流水地下浸透処理装置を設置する場合は、1回に限り補助対象とし、過去に本事業による補助金の交付を受けた場合であっても、第7条第6項に定める加算額のみ交付として補助対象とする。併せて、災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新又は改築のため合併処理浄化槽を設置する場合も補助対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助対象者とはならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(3) 町税等の滞納がある者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、合併処理浄化槽本体の設置に要する経費とする。

(補助対象機種)

第6条 補助の対象となる合併処理浄化槽の機種は、次の表の消費電力基準以下である環境配慮型浄化槽とする。

人槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10 人槽以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、合併処理浄化槽本体の設置に要する費用に相当する額のうち、別表1に定める人槽区分の欄に掲げる区分に基づき、限度額の欄に定める額を限度とする。

2 単独浄化槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する場合は、1基あたり50,000円を別表1に定める限度額に加算した額とする。

3 町長が認めた合併処理浄化槽で処理した処理水を所定の槽内に流入し、ポンプにより排水する機能を有する設備（放流ポンプ槽）を設置した場合は、別表1に定める基準額の5分の4を限度（千円未満の端数切り捨て）とし、当該設置に係る工事費を別表1に定める限度額に加算した額とする。

4 合併処理浄化槽設置整備計画区域内に設定した別表2に定める特別重点地域に設置する場合は、1基あたり50,000円を別表1に定める限度額に加算した額とする。

5 大江町の公共下水道認可区域から平成27年度に除外された区域に設置する場合は、1基50,000円を別表1に定める限度額に加算した額とする。

6 別表3に定める地域で、浄化槽放流水地下浸透処理装置を設置する場合は、1基あたり500,000円を限度（千円未満の端数切り捨て）として、当該設置に係る工事費を別表1に定める限度額に加算した額とする。ただし、過去に本事業による補助金の交付を受けたことがある場合、加算額のみを補助金の額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第1項による設置許可書の写し又は同項ただし書の規定による建築基準法に基づく建築確認済証の写し及びそれに添付する書類一式

(2) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽法定検査申込書の写し

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 浄化槽設置工事費の見積書の写し（配管工事を分けた工事明細書）

(5) 単独浄化槽を廃止する場合にあっては、それを証する書類

(6) 放流ポンプ槽の設置工事にあつては、工事費見積書の写し

- (7) 浄化槽排水の放流先についての水利権等がある場合には、その承諾書の写し
 - (8) 浄化槽放流水地下浸透処理装置を設置する場合、当該分が確認できる工事費見積書の写し
 - (9) 公簿等の閲覧同意書（申請時において町外に住所を有する者の場合は納税証明書）
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 町長は、前条に定める交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適正と認められる場合は、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件等）

第10条 合併処理浄化槽の設置場所が屋根等から雪が落下する場所及び建築物、車輛その他の重量物の荷重が加えられる場所にあつては、それらに耐え得る施工をしなければならない。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金額の増減が伴わない工事費用及び工事内容の変更
- (2) 合併処理浄化槽の種類及び設置場所の変更以外の変更

3 前条に定める交付決定通知書を受けた補助対象者は、規則第7条第1項第1号ア及びイに定める変更をしようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

4 補助対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、工事完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（決定者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽設置工事費精算書・工事写真及び竣工写真
- (3) 単独浄化槽を廃止した場合にあつては、それを証する書類
- (4) 放流ポンプ槽設置工事にあつては、工事費精算書・工事写真及び竣工写真
- (5) 浄化槽放流水地下浸透処理装置の設置工事にあつては、工事費精算書・工事写真及び竣工写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 町長は、前条に定める実績報告があつたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

(補助金の交付の取消し)

第13条 町長は、規則第17条に定めるもののほか、補助対象者が浄化槽の維持管理を適正に行わないときは、補助金の額の確定または交付があった後においても補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(施工確認)

第14条 町長は、事業を適正に執行するため、設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前におこなった交付申請については、平成25年度分については施行後におこなったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

人槽区分	第 7 条第 1 項に定める限度額	第 7 条第 3 項に定める基準額
5 人槽	5 6 0 千円	4 1 4 千円
6 ～ 7 人槽	7 0 0 千円	4 7 4 千円
8 ～ 1 0 人槽	9 4 0 千円	6 6 0 千円
1 1 ～ 2 0 人槽	1, 0 0 2 千円	1, 0 0 2 千円
2 1 ～ 3 0 人槽	1, 5 4 5 千円	1, 5 4 5 千円
3 1 ～ 5 0 人槽	2, 1 2 9 千円	2, 1 2 9 千円
5 1 人槽～	2, 4 2 9 千円	2, 4 2 9 千円

別表 2

特別重点地域
月布川上流部地域（月布、貫見、黒森、小清、沢口、中沢口、道海、柳川平、田ノ沢、矢引沢、古寺）

別表 3

浄化槽放流水地下浸透処理装置設置補助対象地域
木の沢地区